

令和2年4月28日

所沢市医師会 会員の皆様へ

感染症担当理事
赤津

新型コロナウイルス感染症対応について（第15報）

所沢市はさいたま市と並び、100例以上の患者様が出ています。軽症から重症まで患者様の状態は千差万別ですが、個人情報上の壁があり、患者様の所在、バックグラウンドは一切、明らかになっていません。陽性者にかかりつけ医がいる場合は健康管理等の相談者になって頂きたいと思っております。医師会として、在宅で不安な時をお過ごしになっている患者様のお手伝いできないか検討中です。医療センターの発熱外来にはかかりつけがない患者様が受診されていると伺いました。初診の発熱は診察しない、とお断りになっている施設があるとのことですが、どうか地域住民のため、会員の皆様の御協力をお願い申し上げます。

記

1. 埼玉県における新型コロナウイルス感染症の発生状況について

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/covid19/jokyo.html>)

4月25日午後6時現在の資料では802名です。所沢市、さいたま市が100名以上の感染者です。増加に歯止めはかかっていません。

3月28日	4月4日	4月11日	4月18日	4月25日
82名	156名	356名	633名	802名

2. 所沢市での発生状況について

引き続き感染者の人数は増えています。埼玉県内ではさいたま市と並び、感染者が最も多い地域です。クラスターの影響もありますが、東京のベッドタウンですので、東京と同じ状態になってもなんら不思議ではありません。

3月23日	4月11日	4月19日	4月25日
1名	44名	106名	126名

3. 所沢市医師会として確保を続けている衛生資材等について（再掲、先週と同じ）

京谷会長の指示の下、新型コロナウイルス感染症対策の衛生資材を医師会に備蓄を始めています。調達が困難な中での備蓄ですが、必要性が高いと理事全員が賛同して実施中です。

医師会として、市民のために活動する休日当番医や今後想定される業務（例えば、発熱外来の実施並びに支援、医師会でのPCR検査の実施）並びに衛生資材に困窮している新型コロナウイルス感染症（疑いも含む）受け入れ医療機関等への支援が念頭です。すでに4月16日の文書で「休日当番医用个人防护具の供与について」（京谷会長、斎藤理事発）を御連絡致しまし

た。休日当番にあたっている先生は、医師会事務局へ御一報頂き、個人防護具の供与をお受け下さい。感染者（疑いも含む）を受け入れなさっている医療機関で備品調達が難渋している場合も御一報下さい。すでに、発熱外来を行っている市民医療センターへ供与致しました。

4. 所沢市市民医療センターにおける発熱外来からのお願い

かかりつけ医からのFAX紹介の場合、以前のX線写真や採血成績（特に1年前位までの成績）が鑑別診断の際に非常に役に立つとのことでした（淡い陰影の識別、WBC数、分画等）。受診の際に、患者様に持たせて頂ければ有り難いとのこと。

医療センターは、原則は単純X線写真での判定となりますこと、御協力お願い致します。繰り返しとなりますが、医療センターの発熱外来は新型コロナウイルスPCR検査を念頭としたものではなく、また、新型コロナウイルス感染症患者の入院治療を行うものでもありません。

5. その他

(1) 入院できない新型コロナウイルス陽性患者のフォローについて

現在、このフォローは保健所が行っていますが、マンパワー的に足りていません。埼玉県では在宅死亡例が報告されました。所沢市に健康状態を把握するお手伝いができないか調整中ですが、所沢市には陽性者の個人情報は一切入らない状態です。情報をお持ちなのは、保健所、PCRを提出したかかりつけ医の先生、帰国者・接触者外来しかありません。これでは、医師会として助けることができません。患者様との契約により、個人情報の提供を頂き、パルスオキシメーターを貸与して在宅、施設でのフォローをする制度設計を早急に構築できるように努めているところです。県はホテル貸し切りへ舵を切りましたが、これからも在宅での待機者がいなくなると思えません。医師会として、このような機能を担うべきとの声も会員から聞こえていますので、準備ができましたら御協力を宜しくお願い申し上げます。

(2) 医師会でのPCRの実施について

医療センター内にテントを張って、PCRを実施することを計画中です。実施できる準備が揃いましたら会員の皆様の御協力お願い申し上げます。週2-3回程度、午後2-3時間程度となると思いますが、具体的な設営にはまだ至っておりません。

(3) 休日当番医の発熱外来について

医療センターの敷地内で実施できないか（外のテント）検討を進めていますが、準備ができるまでは現在の方式と成らざるを得ません。休日当番医の発熱外来ができるまでは発熱患者への対応として、時間をずらす、最後にする、個人防護具を着用する等の御対応が必要と思います。発熱外来の具体的目処がつき次第、御連絡差し上げます。

(4) 濃厚接触者の定義の変更（重要）：自院の休止の判断材料として重要な変更です。

患者（確定例）の感染可能期間（新定義：症状発現の2日前から隔離まで。以前は症状発現からでした。）に接触した者のうち、次の範囲を指します。

ア. 患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等も含む）があった者

イ. 適切な感染防護無しに患者を診察、看護若しくは介護していた者。

ウ. 患者の気道分泌物若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

エ. その他：手で触れることのできる距離（目安1m）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者

以上